

労務通信

2013.8月号

これからの女性の働き方 ～女性管理職は増加していくか？～



◆半数以上が「今の職場は働きづらい」と回答

株式会社マイナビが同会員サイトの未婚の20代女性(466人)を対象に実施した「女性の働き方に関する調査」によると、「今の会社は女性にとって働きやすいと思いますか?」という質問に対し、半数以上の51.5%(前年比3.5ポイント増)が「働きやすいと思わない」と回答していることがわかりました。理由としては、以下のことが挙げられました。

- ・女性の管理職がほとんどいない(47.1%)
- ・待遇・評価制度がしっかりしていない(41.2%)
- ・福利厚生が充実していない(39.6%)

◆「会社内に目標としたい女性がない」が半数以上

また、「今の会社に将来モデル(目標)にしたいと思える女性の上司・先輩はいますか」という問いには、56.6%(前年比0.3ポイント増)が「いない」と回答しました。

女性の管理職登用・推進についてのコメントを見てみると、「女性管理職が増えれば、相談などもしやすくなる」「育児や出産に対する制度の制定へ前進するきっかけになると思うから」という声があり、女性が働きやすい職場環境へ導くような同性の管理職の存在を必要としている女性が多いことがわかりました。

◆「女性役員の増員を検討」25.0%

日本経済新聞社が「女性役員の登用」について、社長100人に行ったアンケート調査の結果によると、「今後も人数を増やすつもりだ」と回答した人は25.0%となり、「今のところ増やす考えはない」の6.1%を大きく上回りました。「登用を検討中」という回答も17.6%ありました。

上記の調査結果からも、今後も女性の職場における役割はますます高まり、それに合わせ職場環境も改善させることが予想されます。

法改正情報

◆専業主婦(主夫)年金の改正による手続が始まっています(平成25年7月1日より)。

専業主婦・主夫の方の年金が改正されました。今回の改正は、保険料の納付期間が足りなくてこのままでは年金が受け取れない方が手続をすれば受給できる可能性があります。事業主または従業員で配偶者を扶養家族にしている、または過去にしていた方、届出が遅れたことによる未納期間はありますか？今月号は専業主婦(主夫)年金の改正について取り上げます。

◆そもそも未納期間はいつ発生したものなのか？

会社員や公務員に扶養されている配偶者は、国民年金第3号被保険者に該当し、保険料を納める必要はありません。**【以下、説明上分かりやすく会社員(夫)、扶養されている配偶者(妻)と仮定します。】**

ただし、夫が会社を退職した場合や妻自身のパート収入が増えて夫の扶養家族から外れた場合には、**国民年金の第3号被保険者から、第1号被保険者への切り替え手続が必要となり、保険料を納付しなければならなくなります。この切り替えの届出は妻自身が市町村の窓口へ行って直接行う必要があります。**

この届出がされないまま2年を経過すると、時効により保険料を納付することができなくなり、『未納期間』が発生します。これまでの法律では、届出が2年以上遅れた『未納期間』については『受給資格期間』に算入されませんでした。しかし、今回の改正で、**特定期間該当届の提出**をすれば、『未納期間』が『特定期間』となり、『受給資格期間』に算入できるようになりました。

◎受給資格期間とは？

年金を受給するために必要な加入月数：原則300月(25年)

この期間は平成27年10月以降、10年に短縮される予定です。

◆特例追納により、年金額が増額します(平成27年4月より)。

今回の改正により手続をすれば、本来はさかのぼって納付することができなかった期間の保険料(最大10年分)を納付することができるようになります。これを『特例追納』といい、対象となる期間は以下のとおりです。

- 特例追納をする時点で60歳以上の場合
⇒50歳以上60歳未満の期間
- 特例追納をする時点で60歳未満の場合
⇒納付をする時点から過去10年以内の期間

保険料を納めれば、納付した額に応じて年金額が増えます。尚、特例追納できる期間は、**平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間**となっています。まずは、特定期間該当届の提出をすることが必須です。該当される方は年金手帳(基礎年金番号)をご用意の上、最寄りの年金事務所、または「国民年金保険料専用ダイヤル」へお問い合わせください。